

ごみ収集場所へのコンテナ設置に関する運用基準

(目的)

- 1 この運用基準は、地域の環境美化と適正なごみ収集体制の確保のため、ごみ収集場所へコンテナを設置する際に必要な事項を定める。

(コンテナ設置基準)

- 2 ごみ収集場所へのコンテナの設置基準は、次に掲げるものとする。
 - (1) コンテナの設置について、コンテナを設置しようとする土地の所有者及び設置場所周辺の住民の承認を得ていること。
 - (2) 主たるごみ排出者が集合住宅に居住している場合、設置場所が当該集合住宅の敷地内であること。
 - (3) 別に定める基準を満たしたコンテナであること。
 - (4) コンテナの設置について事前に市と協議をすること。

(コンテナ設置承認の申請)

- 3 ごみ収集場所へコンテナを設置しようとするものは、ごみ収集場所コンテナ設置等申請書及び設置するコンテナの写真、図面、パンフレット等コンテナの規格のわかるものを市長に提出しなければならない。

(コンテナ設置承認)

- 4 市は、前項の申請があった場合、ごみ収集業務に支障が無く、設置によって地域の環境美化が図られると認めるときは、次の条件を付して設置を承認することができる。
 - (1) コンテナの管理者（以下「管理者」という。）は、当該コンテナの設置及び維持管理に要する費用等を負担するとともに、地域の環境美化、適正なごみ収集及び周辺の安全確保に配慮した管理を行い、自らの過失で他者に損害を与えた場合はその責を負うこと。
 - (2) 管理者は、ごみの出し方のルールについて、利用者への周知をすること。
 - (3) 管理者は、原則として収集ごとにコンテナ内に残存物が無い状態にするとともに、併せてコンテナ周辺の廃棄物についても清掃すること。
 - (4) 管理者は、前号の規定により収集した廃棄物を、自らの負担において適正に処理すること。
 - (5) 管理者は、コンテナに鍵を設置しないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、コンテナの設置及び管理について、市の指示に従うこと。

(コンテナの廃止)

5 管理者は、設置したコンテナを廃止しようとする場合は、ごみ収集場所コンテナ設置等申請書を市長に提出しなければならない。

(設置承認の取消し)

6 市は、管理者が第2項で定める設置基準又は第4項の承認の際に付した条件を遵守していないと認めるときは、設置承認を取消することができる。

附 則

この運用基準は、令和2年2月12日から施行する。

コンテナの設置に関する基準

- 1 ごみがあふれないようにすること
- 2 開閉口が、中のごみで開閉できなくなるしないこと
- 3 躯体は長期間の使用に耐える素材であること
- 4 台風等の強風に耐えられるよう、適切に固定されていること